

「スマート支店開設記念定期預金」規定

「スマート支店開設記念定期預金」(以下、「この預金」といいます)は、この規定により、またこの規定にない事項については、定期預金等規定集の共通規定、自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定により取り扱います。

1. お取扱期間

2026年5月18日(月)～2026年9月30日(水)

2. お申込み対象

当行とお取引がなく、スマート支店の普通預金口座を新たに開設される個人の方(個人事業主の方を含みます)に限定させていただきます。

3. お預入れの金額等

(1)「この預金」のお預入れは、1口10万円以上とします。

なお、「この預金」は小切手その他の証券類でのお預入れはできません。

スマホポータルアプリでのお預入れとなるため、1回の預入金額の上限は1,000万円未満となります。

4. お預入れ期間

「この預金」のお預入れ期間は1年です。

5. 自動継続

(1)「この預金」は、通帳記載の満期日に金額に応じて前回と同一期間の自動継続自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。

(2)「この預金」の自動継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、「この預金」は満期日以後にお支払いします。

6. 利息

(1)「この預金」の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます)および通帳記載の利率(継続後の預金については上記5.(2)の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後に当行所定の方法によりお支払いします。

(2)「この預金」の利息は、満期日(継続したときはその満期日)に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

(3)利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(4)継続を停止した場合の「この預金」の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。

(5)当行がやむを得ないものと認めて「この預金」を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです)から解約日の前日までの日数により次の預入期間に応じた利率によって計算し、「この預金」とともにお支払いします。

①預入期間6か月未満

解約日における普通預金の利率

②預入期間6か月以上1年未満

預入日(または継続日)におけるこの預金の「6か月」利率×70%(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。)

(6)「この預金」の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. 譲渡、質入れの禁止

(1)「この預金」、および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当行がやむを得ないものとして認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。